

も主管した] 記録局編) に『明治三年四月二十二日、頒曆授時ハ至宝ノ典章ニヨリ弘曆者ノ外調製スルヲ嚴禁ス』とある。

資料 本食い蟲五拾年(常盤雄五郎)

### 34. 一両一方とはどういうことか

問 一両一方とはどういうことですか。「宮城県郷土史年表」(菊地勝之助) 178 ページの文化5年6月10日の事項に『……三貫以上は金一両一方、五貫以上は三両三方……一万石以上は百二十五両、  
二万石以上は百五十両の額を以て五年間に賦し上納……』、また192 ページ文政11年6月28日のところに『二万石以上へ金二十五円……五十石以下へ二方……』その他方々に両、円、方の文字が現われてきます。

答 「宮城県郷土史年表」のそれらの事項の典拠〔出所が明記されていないが〕となったと思われる「東藩史稿」を参照すると次のように記されています。

〔3〕『文化五年〔1808〕六月廿二日、幕府ヨリ蝦夷地警衛及ビ朝鮮来聘ニヨリ、高役ヲ命ゼラルニヨリ、  
藩臣祿秩三貫以上ハ金一円一方、五貫文以上ハ三円三方、百石以上ハ六円一方、二百石以上ハ十二  
円二方、三百石以上ハ十八円三方、五百石以上ハ二十五円、千石以上ハ三十五円、三千石以上ハ七  
十五円、五千石以上ハ百円、一万石以上ハ百二十五円、二万石以上ハ百五十円ノ額ヲ以テ五年間ニ  
賦シ、貸上金トシテ上納スペキヲ令ス。但蝦夷地戍衛ノ者ハ五分ノ一ヲ免ス』(卷之8)、また『文  
〔5〕政十一年〔1828〕六月廿八日、藩士祿高二万石以上へ金二十五円、一万石以上へ二十円、五千石以  
上へ十七円二方、三千石以上へ十二円二方、千石以上へ七円、五百石以上へ五円、三百石以上へ三  
円三方、二百石以上へ二円二方、百石以上へ一円一方、五十石以上へ三方、五十石以下へ二方、凡  
下扶持人へ南鑄〔なんりょう〕一片ヲ賜フ』(卷之9)

〔6〕〔7〕近世に入って金銀銭3貨の幣制が定着し貨幣経済が発達し始めます。3貨はそれぞれ本位正貨で  
〔8〕あって、金貨は表記貨幣、銀貨は秤量貨幣、銭貨は計数貨幣として通用しました。その中の金貨には、両・分〔ぶ〕・朱〔しゅ〕の金額単位が定められ、それが表記されていました。金貨の種別には、大判〔10両と表記、通貨とはしない〕・小判〔1両と表記〕・一分金・二朱金等があり、その〔9〕形狀から小判は大体円形であるのでそれを円貨、一分金等は長方形なので方貨と呼ぶ場合がありま  
した。「徳川実紀」の内「台徳院殿〔秀忠〕御実紀」巻42(「国史大系」第39)に『元和二年〔16  
16〕五月十一日令せられしは……。金一方〔一分〕に銭壹貫文をあてゝ通用壳買すべし……』とあり、「航米日録」(玉虫左太夫、「日本思想史大系」66の内)の『万延元年〔1860〕二月十五日…

…本朝ノ方銀……』の頭注『方形の銀貨一分銀を指す。』とあり、「札差と両替」（小野武雄）にも『……一分……漢学者たちは一方という。』とあり、一方とは一分を指していっています。また「東藩史稿」卷之7の『〔文化九年〔既に1813〕齊宗〕十二月二十八日、一門以下輕卒等へ、金一萬圓ヲ頒賜シ……』。これに対応する記事としては、「伊達家譜抜萃」（「仙台叢書」第9巻の内）に『齊宗公……文化九年十二月二十八日。御家中一統。及困窮候趣被聞召。別段之思召を以て。御物置金一萬両被相出。御恵被成下候間。……』とあるように、漢学者は「両」を「円」と書き記しています。「東藩史稿」等は、すばり露骨に「金一両一分」等と金額そのものを単位で表わさず、『金一円一方』〔金の円貨一枚と金の方貨一枚〕の表現をとっているのであります。『南鎌一片』<sup>(11)</sup>と記されているのもこれと符節が合っています。「宮城県郷土史年表」の『金一両一方』の表記は、金貨の単位「両」と形状の称呼「方」とを混用しているのであって、正しくは『金一両一分』と改めるべきところであります。

注(1) 貫文。1貫文とは、中世に於て永楽銭〔明国〕1貫文〔1千文〕の年貢を収納する土地の領有を表示したものであった。永楽銭とは、明の永楽9年〔1411〕鑄造の始まった銅銭「永楽通宝」で、室町中期以降大量に輸入されて日本国内でも通用した。更に足利義持は国内通用の永楽銭〔地銭〕を鑄造して混用させたが、徳川幕府が「寛永通宝」を造ってから姿を消した。永・永銭・永精銭とも呼ばれた。永楽銭の普及にともない、貫文制は次第に一般化し、特に関東・東北地方では知行高はすべて貫文高即ち永楽銭の高で表示されるようになつた。天正18年〔1590〕秀吉の命じた陸奥国・出羽国の検地も、従来の慣行を尊重して実施され、田畠の貫文付〔かんもんづけ〕は『上田一段、永楽銭二百文宛……』等と定められた。このように貫文高は銭納を前提としたものであったが、現実には必ずしも銭で年貢を収納するものでなく、銭納のほか現物納もあり、両者の混合した場合もあった。従って田畠の貫文高は、年貢や諸役を賦課徵収する時の基準額即ち役高を示すものであった。このように、知行地を領有して農民から直接年貢・夫役を徵収する中世的な領主の存在型態である貫文制とは反対に、近世に入ると石高制〔俸祿制〕が行われるようになった。それは、土地領有を廢して現米を支給する制度、即ち臣家のサラリーマン化・大名権力の絶対化である。伊達家では、このような近世的な石高制への全面切換えができず、最後まで上・中級臣家の多くの者に貫高制を残したので、知行高の表示に貫文を用いたのである。但し、外部に対しては、1貫文の知行を10石の俸祿に言い換えて発表することにしていた。仙台領の貫文制について、他の石高制をとる大名領と違うので、幕府から問合せがあった時も、次のように答えている。『仙台領ノ田地百文ハ他国地高一石ナリ、〔中略〕仙台領田地一貫文ノ中税ハ四石三斗ナリ〔約四公六民〕』（「獅山公〔5代吉村〕治家記録」享保八年〔1723〕四月二十九日条）。

注(2) 金銭の高。

- 注(3) 伊達家16世輝宗から29世慶邦に至る正史「伊達治家記録」と、その前史としての祖先藤原氏から15世晴宗に至る「伊達出自世次考」・「伊達正統世次考」のダイジェスト版ともいべきもので、それに加えて伊達家伝存の諸資料も勿論消化された力作で、首巻のほか34巻10冊。作並清亮が40余年心血を傾注して、大正4年に公刊した。
- 注(4) 江戸時代、禄高に応じて割り付けた夫役〔ふやく〕。夫役とは労働の役務。貨幣で代納する場合、高役金・高役銀という。
- 注(5) かしあげきん。貸すという名目で、献上する金穀のこと。
- 注(6) ぼんげふちにん。凡下とは、伊達家家臣の最下層だった卒以下職人のことをいった。扶持人とは、扶持米を受ける下級家臣で、何人扶持〔何口〕という形で玄米を支給された。1人扶持とは、幕府では1日5合の割、伊達家の場合はそれよりも若干多目であったという。旧暦時代なので平年は353～355日、大体3年目に繰返される閏年383～385日であったが、平閏年を通じて1年360日分即ち5合×360=1.8石を2か月分毎に分割して御蔵から支給した。
- 注(7) 南鎌と称する良質の銀を以て安永元年〔1772〕鋳造された2朱銀貨。銀貨は秤量貨幣だったが、この南鎌は2朱の表記貨幣である。
- 注(8) 経済学者は、江戸期の通貨について、屢々要約して、江戸は金本位、京坂は銀本位、銭（銅・鉄）は全国庶民の通貨だという。しかし、実際には、貨幣と階級とは深い関係があり、法的な規定はなかったが、金貨は支配階級用通貨、銀貨は中流町人用通貨、銭貨は下層階級用通貨という慣行になっていた。日常生活において3貨を両替・売買する必要があったので、両替屋が発生した。幕府が公定した3貨の交換レートは金1両=銀60匁=銭4千文であったが、現実には公定レートは維持されず、日々相場が変動して止まなかった。
- 注(9) 四進法で、4朱で1分、4分で1両である。
- 注(10) 「黄金」・「金」・「判金」とも称せられ、数えるのに1枚、2枚といった。通貨とはせず、主として献進・贈答等に用いられたので「虚金」とも呼ばれた。色を美しくするために銅分が多くだったので、品質は小判より低い。「拾両」と表記されているが、小判のような実質表価でなかったので、両替の際の交換価値は7両半〔7両2分〕であった。
- 注(11) 金銭単位としての「円」の制定は明治4年のことである。それ以前の「円」は「円貨」を指す。
- 注(12) 南鎌2朱銀貨1枚のこと。  
序でに、このような表現方式によれば、銭貨は穴開き銭であるので「○○孔」と記した。
- 資料 東藩史稿（作並清亮）  
大日本貨幣史（大蔵省）  
地方史研究必携（地方史研究協議会編）